平成２５年（フ）第１４３１号
埼玉県白岡市高岩1944番地４
債務者　涌井　博美
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３７号
さいたま市西区大字高木133番地40　ヨコハウスＥ202号室
債務者　田中　雄孝
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５１号
さいたま市見沼区大字南中丸82番地８　森下ハイツＣ―203
債務者　初川　清子（旧姓大久保・安川）
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５９号
埼玉県加須市川口２丁目８番地26
債務者　林　　摩耶
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６３号
埼玉県蕨市塚越５丁目51番22号　わらび荘202号
債務者　山内　一也
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６６号
埼玉県川口市江戸袋１丁目17番41―709号
アイビーハイツ川口、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸2559番地の24
債務者　熊田佳代子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木289番地　町営四ツ谷団地Ｄ―103号
債務者　小林　時江
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３８９号
埼玉県行田市佐間３丁目14番８号　アムールⅡ206号
債務者　関和千代子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２１１５号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地915
債務者　杉原　顕久
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１５３号
名古屋市西区江向町６丁目54番地　堀田病院内、住民票上の住所名古屋市北区大曽根１丁目４番16号　グラン・コート大曽根1502号
債務者　高野　順一
法定代理人成年後見人　片山　恵子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６３号
名古屋市北区大曽根４丁目16番43号　イトーピア第２大曽根マンション104号
債務者　角田　眞吾
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６７号
北九州市若松区浜町３丁目16番６―105号
債務者　田中こと　崔　　純二
１　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７４号
沖縄県那覇市繁多川２丁目16番61号
債務者　宮元　和子
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３９４号
沖縄県浦添市宮城４丁目16番３―203号　大宮マンション
債務者　新里智奈美
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３９９号
沖縄県那覇市長田１丁目23番12号　グランドハイムはなぐすく204
債務者　當眞　妙子
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３６０号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾1745番地１　西之表宿舎206
債務者　安田　守孝
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３６８号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目５番地２　リアリティーガーデン上柴Ａ棟102号、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字三ケ山128番地19
債務者　江花　利勝
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部